

平成 28 年度以前に受給契約が成立している未稼働案件の買取主体変更について

平成 29 年 4 月 1 日に『電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法』（以下、FIT 法という）が改正され、特定契約（※1）締結日が平成 29 年 4 月 1 日以降となる場合は、買取主体が小売電気事業者（※2）から、送配電事業者（※3）に変更されました。この FIT 法の改正に伴い、お客さまが、当社と特定契約の締結を新たに希望される場合、一般送配電事業者である当社送配電部門にてお客さまと特定契約を締結させて頂いております。

一方、平成 29 年 3 月 31 日までに当社（小売部門）との特定契約が成立している場合、当社の小売部門が電気の買取りを継続することも認められているため、当社の小売部門での契約を継続しておりますが、平成 29 年 3 月 31 日までに特定契約が成立しており、かつ平成 30 年 3 月 23 日時点で受給開始に至っていない契約については、法改正の主旨に鑑み、お客さまの合意を頂ける場合、買取主体を当社の送配電部門に変更させていただきたいと考えております。（買取主体の変更に伴い、買取単価や買取期間の変更はございません。）

つきましては、当該契約において受給開始を希望されるにあたり、竣工届を提出頂く際は、送配電部門の“再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱”をご確認いただき、以下の“関西電力（一般送配電事業者）による電気の買取申込書”を提出いただきますようお願いいたします。（インターネットを利用して受給開始の申込みを実施される場合は、FAX で当該の電気工事受付センターへ提出ください。）

- ※1 FIT 法に基づき、再生可能エネルギー電気を電気事業者が購入する契約のことをいいます。
- ※2 電気事業法に規定する小売電気事業者をいい、当社では小売部門が小売電気事業者に該当します。
- ※3 電気事業法に規定する一般送配電事業者および特定送配電事業者をいい、当社では送配電部門が一般送配電事業者に該当します。

以 上

◆送配電買取用の『再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱』掲載先
<http://www.kepco.co.jp/corporate/fit/purchase/procedures/index.html>

年 月 日

関西電力株式会社 宛

関西電力（一般送配電事業者）による電気の買取申込書

私は、次の契約を受給開始させるにあたり、再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱（送配電買取）の内容を了承のうえ、関西電力（一般送配電事業者）による電気の買取りを希望します。

受付番号： ____ - T ____

契約名義： _____

記 載 者： 契約者本人・代理人

（代理人： _____）